

## 第2章 基本方針等

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」では、地域の自主性を尊重することを前提に、自転車利用が多い路線や、健康増進、環境問題、観光振興等と一体となった取り組みが期待される自転車利用のポテンシャルが高い市町村において、自転車ネットワーク計画を策定し、安全で快適な自転車利用環境の整備を促進することが望ましいとされています。

今般の国における法律の制定や「天草地域サイクルツーリズム推進協議会」等の設立を契機とし、日常の交通手段として、また、地域づくりに自転車を活かしていくため、自転車を取り巻く社会情勢や天草地域の現状を踏まえたうえで、観光振興計画等の上位計画との整合を図りながら、自転車の安全な通行空間を確保する整備を着実に促進し、根付かせていくため、同ガイドラインを参考にしながら、以下の方針のもと「天草地域自転車ネットワーク計画」を策定することとします。

### (1) 計画の対象等

天草地域全域を対象とし、観光サイクリングルートについて安全で快適な自転車の通行空間の創出に努めることとします。なお、将来的には通勤、通学等の日常利用についても計画の対象としていきます。

### (2) 計画期間

自転車空間整備は、これまでの道路整備にない取り組みであり、その知見が十分でないことや整備実績や効果検証を踏まえた技術ガイドライン等の改正も予想されることから、長期的な計画とせず、当面、5ヶ年間の計画として策定します。

### (3) 基本方針

国の「自転車活用推進計画」に、自転車の利用が一人一人のQOL\*の向上につながることを重要とされていることを踏まえ、自転車事故のない安全・安心な交通環境のもと、自転車を活用した広域観光を促進するとの考え方から、本計画の基本方針を以下のとおりとします。

## 「歩行者、自転車、自動車と共に安全に通行できる道路の整備による広域観光の促進」

### (4) 実施する施策

基本方針を踏まえ、本計画で実施する主要施策は以下のとおりとします。

施策1：観光地間を結ぶ自転車ネットワークにおける歩行者、自転車、自動車が適切に分離された道路空間の計画的整備

施策2：事故危険箇所における路面標示等による注意喚起対策の実施

施策3：安全意識醸成のための広報誌等を利用した交通法規の啓発

## (5) 段階的な計画策定

自転車ネットワーク計画は、地域や利用目的に応じて基幹となるルートを中心とした路線を対象とするなど段階的な計画策定も「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」において想定されています。なお、段階的な計画策定の場合は、将来、継続的に計画を拡張していくことが重要とされています。

天草地域の通勤・通学、買い物などの生活交通における自転車ネットワークについては、現状把握が十分でないことや生活交通が多い市街地等は用地的な制約により自転車の空間整備に課題が多いことなどから、当面は、観光地などを結ぶ基幹的なネットワーク（サイクルツーリズムルート）の選定及びその整備を先行し、これらの路線の整備後の状況も踏まえ、天草地域における自転車ネットワークの整備範囲を順次拡大することとします。